

# 宮城県公報

令和8年3月31日（火）  
号外第25号

## 目次

### 条例

- 宮城県県税条例等の一部を改正する条例

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第 36 号

## 宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第1条 宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税地)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> 自動車税 所有者又は使用者の住所地（所有者又は使用者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所在地）</p> <p><u>(8)～(11)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(課税地)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 自動車税の環境性能割 取得者の住所地（取得者の住所 地</u>が県外にある場合は、主たる定置場所在地）</p> <p><u>(8) 自動車税の種別割</u> 所有者又は使用者の住所地（所有者 又は使用者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所在 地）</p> <p><u>(9)～(12)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

(納税管理人)

第11条 納税義務者又は特別徴収義務者（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額による県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税並びに狩猟税に係るものを除く。次条において同じ。）が、県内に、住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない場合又は事務所、事業所若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所管内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税義務発生の日から10日以内（特別徴収義務者にあつては、特別徴収義務発生の日から5日以内）に納税管理人となる者の承諾書を添え納税管理人申告書を県税事務所に提出し、又は当該課税地所轄外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて県税事務所に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同

(納税管理人)

第11条 納税義務者又は特別徴収義務者（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額による県民税、地方消費税、県たばこ税、自動車税の環境性能割、軽油引取税並びに狩猟税に係るものを除く。次条において同じ。）が、県内に、住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない場合又は事務所、事業所若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地所轄の県税事務所管内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税義務発生の日から10日以内（特別徴収義務者にあつては、特別徴収義務発生の日から5日以内）に納税管理人となる者の承諾書を添え納税管理人申告書を県税事務所に提出し、又は当該課税地所轄外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて県税事務所に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同

様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税並びに狩猟税を除く。）の徴収の確保に支障がないことについて県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納期限後に納付又は納入する延滞金）

- 第16条 納税者（法人の県民税及び事業税の納税者を除く。第3項において同じ。）又は特別徴収義務者が納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項並びに次条第1項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限（徴収猶予（法第15条の規定による徴収猶予を除く。）をした

する場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、自動車税の環境性能割、軽油引取税並びに狩猟税を除く。）の徴収の確保に支障がないことについて県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納期限後に納付又は納入する延滞金）

- 第16条 納税者（法人の県民税及び事業税並びに自動車税の環境性能割の納税者を除く。第3項において同じ。）又は特別徴収義務者が納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項、次条第1項並びに第16条の3第1項において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限（徴収猶予（法

税額又は納入金額にあつては、当該猶予をした期間の末日)の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算するものとする。

2 第108条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって自動車税を徴収する場合における延滞金の額は、前項の規定にかかわらず、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 [略]

### 第16条の3 削除

第15条の規定による徴収猶予を除く。)をした税額又は納入金額にあつては、当該猶予をした期間の末日)の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算するものとする。

2 第108条の2第3項の規定により普通徴収の方法によって自動車税の種別割を徴収する場合における延滞金の額は、前項の規定にかかわらず、当該自動車税の種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

3 [略]

第16条の3 自動車税の環境性能割の納税者が納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各

号に定める日までの税額の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算する。

(1) 申告書の提出期限までに提出した申告書に係る税額（第4号に定める日までの税額を除く。次号及び第3号において同じ。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(2) 申告書の提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(4) 法第164条第2項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日

2 第16条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(寄附金税額控除)

第27条 [略]

2 [略]

(寄附金税額控除)

第27条 [略]

2 [略]

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]

(2)・(3) [略]

(不動産取得税の免税点)

第54条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつ

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]

(2)・(3) [略]

(不動産取得税の免税点)

第54条の2 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつ

ては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

## 2 [略]

（自動車税の納税義務者等）

第103条 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわ

ては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

## 2 [略]

（自動車税の納税義務者等）

第103条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわ

らず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第103条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

らず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第103条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第147条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定

第104条 [略]

の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第104条 [略]

(環境性能割の課税標準)

第104条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第9条の3各号に規定するところにより算定した金額（第104条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第104条の3 次の各号に掲げる規定の適用を受ける自動車に対

して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める税率とする。

(1) 法第157条第1項(同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 100分の1

(2) 法第157条第2項(同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 100分の2

(3) 法第157条第3項の規定 100分の3

(環境性能割の免税点)

第104条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第104条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第104条の6 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号

に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第9条の5に規定する申告書の様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を県税事務所長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第160条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第9条の5に規定する報告書の様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第104条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、法第160条第1項各号に規定する環境性能割の申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付

することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、法施行規則第9条の6各号に規定する事項を記載した修正申告書を県税事務所長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額（第16条の3第1項の規定により加算される延滞金額で修正申告書に係る環境性能割額に係るものを含む。）を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第104条の8 環境性能割の納税義務者は、第104条の6第1項の規定により環境性能割額を県税事務所長に納付する場合（第16条の3の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に証紙代金収納計器（知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を

付したものをいう。以下「収納計器」という。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、環境性能割の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は、申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第104条の6第1項の申告書の提出を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車の取得に係る環境性能割額に相

当する現金を納付しなければならない。

4 環境性能割の納税義務者は、前条の規定による環境性能割額を県税事務所に納付する場合には、納付書により納付しなければならない。

(収納計器取扱者の指定等)

第104条の9 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 知事は、前条第1項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器による表示を受けて環境性能割を払い込んだ者には、領収書を発行しない。

4 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

5 前各項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の税率)

第105条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるもの（以下「貨客兼用車」という。）に対して課する自動車税の税率は、同項（同号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第104条の10 環境性能割の納税義務者が第104条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(種別割の税率)

第105条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるもの（以下「貨客兼用車」という。）に対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) [略]

4 特種用途車に対して課する自動車税の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した額）とする。

5 特種用途車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に霊きゅう車又はキャンピング車である旨記載されているものに対して課する自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

（自動車税の賦課期日）

第107条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(1)・(2) [略]

4 特種用途車に対して課する種別割の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した額）とする。

5 特種用途車のうち道路運送車両法第58条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に霊きゅう車又はキャンピング車である旨記載されているものに対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

（種別割の賦課期日）

第107条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第108条 自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、県税事務所長の定めるところによる。

3 [略]

(自動車税の徴収の方法)

第108条の2 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)の申請があった自動車について、法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第109条の規定により新規登録の申請をした際に提出すべき申告書の提出がなかったことにより、前項の規定により自動車

(種別割の納期)

第108条 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、県税事務所長の定めるところによる。

3 [略]

(種別割の徴収の方法)

第108条の2 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

2 新規登録の申請があった自動車について、法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 第109条の規定により新規登録の申請をした際に提出すべき申告書の提出がなかったことにより、前項の規定により種別割

税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第108条の3 自動車税の納税義務者は、前条第2項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をしたときに、申告書に証紙代金収納計器（知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。次項及び次条において「収納計器」という。）により、当該自動車税の額に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

(収納計器取扱者の指定等)

第108条の4 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関

を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の証紙徴収の手続)

第108条の3 種別割の納税義務者は、前条第2項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をしたときに、申告書に収納計器により、当該種別割の額に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務者が収納計器により表示を受けるべき金額に相当する現金を納付したときは、県税事務所長は申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 知事は、前条第1項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

4 前3項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第108条の5 自動車税の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書の提出を行う場合には、第108条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、

(種別割の徴収の方法の特例)

第108条の4 種別割の納税者が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項、第2項又は第4項の規定による申告書の提出を行う場合には、第108条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る種別割額を知事から得た納付

当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に係る自動車税額を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第109条 自動車税の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、申告書を県税事務所に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときはその該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日までに申告書を県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第146条第2項の使用人となったとき、又は使用人でなくなったとき。

(5) [略]

3 [略]

情報により納付する方法により徴収する。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第109条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、申告書を県税事務所に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときはその該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日までに申告書を県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第146条第3項の使用人となったとき、又は使用人でなくなったとき。

(5) [略]

3 [略]

4 自動車税の納税義務者が、第1項又は第2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(買主の住所等に関する報告)

第110条 県税事務所長は、第103条の2第1項に規定する自動車(以下「所有権留保付自動車」という。)に係る自動車税を賦課徴収する場合において、当該所有権留保付自動車の買主の住所又は居所が不明であるときは、当該所有権留保付自動車の売主に対し、当該買主の住所又は居所その他規則で定める事項について報告を請求することができる。

2 [略]

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第111条 自動車税の納税義務者又は前条第1項の規定による請求を受けた売主が第109条又は前条第2項の規定により申告し、又は報告をすべき事項について正当な事由がなく申告又

4 種別割の納税義務者が、第1項又は第2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(買主の住所等に関する報告)

第110条 県税事務所長は、第103条の2第1項に規定する自動車(以下「所有権留保付自動車」という。)に係る種別割を賦課徴収する場合において、当該所有権留保付自動車の買主の住所又は居所が不明であるときは、当該所有権留保付自動車の売主に対し、当該買主の住所又は居所その他規則で定める事項について報告を請求することができる。

2 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第111条 種別割の納税義務者又は前条第1項の規定による請求を受けた売主が第109条又は前条第2項の規定により申告し、又は報告をすべき事項について正当な事由がなく申告又は

は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2 [略]

### (自動車税に係る証明書の交付)

第113条 県税事務所長は、道路運送車両法第62条第1項又は第67条第3項の検査について自動車検査証の返付を受けようとする者から同法第97条の2に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該検査に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、知事の定めるところによってその旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

## 附 則

### (延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第16条第1項及び第2項並びに第16条の

報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

## 2 [略]

### (種別割に係る証明書の交付)

第113条 県税事務所長は、道路運送車両法第62条第1項又は第67条第3項の検査について自動車検査証の返付を受けようとする者から同法第97条の2に規定する書面の交付の申請を受けた場合において、当該検査に係る自動車について当該自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、知事の定めるところによってその旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

## 附 則

### (延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第16条第1項及び第2項、第16条の2第

2 第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2～4 [略]

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 [略]

2 [略]

1 項並びに第16条の3第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第3項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2～4 [略]

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 [略]

2 [略]

- (1) [略]
- (2) 当該納税義務者の第25条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

第5条の3 [略]

- (1) [略]
- (2) 当該納税義務者の第25条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の8まで、法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

第5条の3 [略]

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条及び附則第25条において「居住年」という。）が平成11年から平成18

年までの各年である場合に限る。)において、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額と同項第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(次項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則附則第2条の3で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出(法附則第5条の4第4項の規定による税務署長を経由した

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第25条第2項において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所

提出を含む。）した場合に限り、適用する。

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第26条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税

得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県

退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）を超える場合には、3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 [略]

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県

民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、第29条の2に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第5条第1項に定める額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないも

民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)においては、第29条の2に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第5条第1項に定める額を免除するものとする。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないも

の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第29条の2に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第29条の2に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第23条から第27条まで、法第37条の3、法附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)

第7条 [略]

- 2 前項の申告特例控除額は、第27条第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額から第26条第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

[略]

(法人の事業税の課税標準の特例)

第10条 [略]

- 2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する事業税

3 [略]

(個人の県民税の寄附金税額控除の申告特例控除)

第7条 [略]

- 2 前項の申告特例控除額は、第27条第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額から第26条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

[略]

(法人の事業税の課税標準の特例)

第10条 [略]

- 2 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する事業税

の資本割の課税標準の算定については、平成23年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法附則第9条第11項の規定による。

3 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人(これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第4項第4号に規定する特定法人に該当する場合に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(同法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度、解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)分の事業税に限り、法附則第9条第12項、第14項及び第15項の規定による。

4 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人(これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの

の資本割の課税標準の算定については、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法附則第9条第12項の規定による。

3 第38条第1項第1号ア及び第3号アに掲げる法人並びに同項第4号に掲げる事業を行う法人に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(租税特別措置法第42条の12の5第5項第1号に規定する設立事業年度、解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)分の事業税に限り、法附則第9条第13項から第16項までの規定による。

間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、同法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）分の事業税に限り、法附則第9条第13項から第15項までの規定による。

5～8 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第10条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第52条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第60条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第14条第1項及び第2項の規定の適用については、当該土地の取得

4～7 [略]

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第10条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第52条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第60条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第14条第1項及び第2項の規定の適用については、当該土地の取得

が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第60条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第14条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、第60条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（第60条第1項第1号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第11条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年4月1日から令

が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第60条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第14条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、第60条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（第60条第1項第1号に規定する令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第11条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年4月1日から令

和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

3 [略]

4 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規

和8年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第53条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

3 [略]

4 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規

定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

5 [略]

6 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第13条の6に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第13条第1項に規定する医療機関の再編の事業により令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

5 [略]

6 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第11条の6 [略]

第11条の6 [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第11条の7 軽油引取税の税率は、第102条の4の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第11条の8 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第98条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第98条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地方バス路線維持のために国が交付する当該地方バス路線を運行する一般乗合用のバスの購入に係る補助金の交付を受けた場合における当該補助金の交付の対象となる路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和9年3月31

日までに行われたときに限り、第103条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の10 県税事務所長は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が法第157条第1項又は第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第1項又は第2項の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき

当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第104条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第104条の7第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の11 営業用の自動車に対する第104条の3の規定の適用  
については、当分の間、同条第1号中「100分の1」とあるの  
は「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは  
「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100  
分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第11条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅  
客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に  
規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第  
1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者  
がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において  
「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当  
するものであって乗降口から車椅子を固定することができる  
設備までの通路に段がないもの(法施行規則附則第4条の11  
第1項に規定するものに限る。)で最初の第103条の2第3項

に規定する新規登録（以下この条から附則第12条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項及び第3項において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第3項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で法施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備

えるもの（法施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の附則第11条の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第11条の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車  
運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、  
次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設  
備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第  
2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高  
齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させ  
るもの（法施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限  
る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規  
定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日ま  
でに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、  
「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として  
定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則附則第4条の11  
第7項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性  
を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたもの  
として国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車（法施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。）、バス（同条第12項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（法施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第10項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第104条の6又は第104条の7の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第4項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第5条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併

前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第4項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第4項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項において同じ。))並

せて電気その他の法施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第1号及び次条第4項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第105条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同項、同条第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備え

びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第105条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項、同条第3項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの

ているもので法施行規則附則第5条第6項に規定するものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)  
に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

- 2 次に掲げる自動車に対する第105条第1項、第3項及び第5項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自

初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

- 2 次に掲げる自動車に対する第105条第1項、第3項及び第5項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自

自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則

自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

第5条の2第3項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法施行規則附則第5条

の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第105条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排

基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

[略]

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第105条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超え

出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第12条の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基

ないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

準エネルギー消費効率」という。) 以上のもので法施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
4万700円	2万500円	
第4号ア	4,500円	2,500円

第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

第12条の2 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第34号)の施行の日(以下この条において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途車のうち霊きゅう車を除いたもの(以下この条において「自家用乗用車等」という。)であつて宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年宮城県条例第46号)第1条の規定による改正前の宮城県県税条例(以下この項において「平成28年改正前の宮城県県税条例」という。)第103条第1項の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例

第12条の2 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年宮城県条例第34号)の施行の日(以下この条において「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途車のうち霊きゅう車を除いたもの(以下この条において「自家用乗用車等」という。)であつて宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成28年宮城県条例第46号)第1条の規定による改正前の宮城県県税条例(以下この項において「平成28年改正前の宮城県県税条例」という。)第103条第1項の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例

に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の宮城県県税条例第104条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの条例の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第105条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、特種用途車に対して課する自動車税の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気

に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の宮城県県税条例第104条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の宮城県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの条例の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第105条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、特種用途車に対して課する種別割の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第1項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、

量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]
-----

（自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の3 県税事務所長は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が附則第12条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において

最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]
-----

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の3 県税事務所長は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第12条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項に

「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第108条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有

において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であって、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして法施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 県税事務所長は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第108条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動

者とみなして、自動車税に関する規定（第109条から第111条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項並びに次条第1項において同じ」とあるのは、「附則第12条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第17条 [略]

2・3 [略]

車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第109条から第111条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この項及び第3項、次条第1項並びに第16条の3第1項において同じ」とあるのは、「附則第12条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第23条の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第18条の7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第18条の7の2第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 [略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間

める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第23条の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第18条の7の2第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第18条の7の2第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 [略]

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間

等の特例)

第25条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を

等の特例)

第25条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、附則第5条の4第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、附則第5条の4の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を

受けた場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第5条の4第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

## 第26条 削除

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

受けた場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第26条 附則第11条の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4第2項及び附則第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第2項及び附則第25条第2項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和27年宮城県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の税率は、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>の税率は、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(自動車税の徴収の方法等)

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収については、県税条例第108条の2第1項の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法による。

2 前項の規定により自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限（県税条例第108条第1項に規定する納期限をいう。）前10日までに納税者に交付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に県の発行する様式第1号の証紙（以下単に「証紙」という。）をもって毎年5月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

4 新規登録の申請があった合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車について課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義

(自動車税の種別割の徴収の方法等)

第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収については、県税条例第108条の2第1項の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法による。

2 前項の規定により自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限（県税条例第108条第1項に規定する納期限をいう。）前10日までに納税者に交付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に県の発行する様式第1号の証紙（以下単に「証紙」という。）をもって毎年5月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

4 新規登録の申請があった合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車について課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間

務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

5 知事は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器（県税条例第108条の3第1項に規定する証紙代金収納計器をいう。第8項において「収納計器」という。）で表示させることにより、証紙に代えることができる。

6 知事は、前項に規定する申告書又は報告書の提出がなかった場合には、納税者に証紙をもって当該自動車税の納税義務の発生した日の翌月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

7 [略]

8 収納計器の取扱いについては、県税条例第108条の4の規定を準用する。

に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

5 知事は、前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、納税者に証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の13第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器（県税条例第104条の8第1項に規定する証紙代金収納計器をいう。第8項において「収納計器」という。）で表示させることにより、証紙に代えることができる。

6 知事は、前項に規定する申告書又は報告書の提出がなかった場合には、納税者に証紙をもって当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日の翌月末日までに、その税金を払い込ませなければならない。

7 [略]

8 収納計器の取扱いについては、県税条例第104条の9の規定（同条第3項の規定を除く。）を準用する。

(県税に関する証明等手数料条例の一部改正)

第3条 県税に関する証明等手数料条例(昭和34年宮城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料を徴収しない範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 県税条例第113条の規定により自動車税に係る証明書を 交付する場合</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(手数料を徴収しない範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 県税条例第113条の規定により自動車税の<u>種別割</u>に係る 証明書を交付する場合</p> <p>(2) [略]</p>

(県税減免条例の一部改正)

第4条 県税減免条例(昭和35年宮城県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p>

(自動車税の環境性能割の減免)

第7条 次の各号のいずれかに該当する自動車(次条第1号に規定するものを除く。)の取得に対しては、自動車税の環境性能割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、知的障害者又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。)の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得
- (2) 専ら身体障害者が運転するための構造又は設備を有する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得
- (3) 身体障害者等の利用に供するための超低床型バスである自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得
- (4) 専ら身体障害者等若しくは専ら身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得

した自動車（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）又は専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等が取得した自動車で、県税事務所長が必要と認めるもの（自家用のもの1台に限る。）を取得したときにおける当該自動車の取得

2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める金額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める金額の合計額）とする。

(1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する自動車の取得 当該自動車の取得価額のうち同項第1号から第3号までに規定する構造とし、又は設備を設けるために要した費用に相当する額に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する金額

(2) 前項第4号に該当する自動車の取得 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

ア 当該自動車の取得に対する自動車税の環境性能割の額に相当する金額（当該自動車が前項第1号から第3号までのいずれかに規定する自動車に該当するときは、前号に定める金額を除く。）

イ 250万円に当該自動車に係る自動車税の環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する金額

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を免除する。

(1) 専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で規則で定める構造又は設備を有するものを取得したときにおける当該自動車の取得

(2) 日本赤十字社の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

(3) 社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連

(自動車税の減免)

第7条 自動車税の納税者又は納税義務者が、災害により、その所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によって当該自動車を運行することができなくなったと認められる期間が15日を超えるときは、当該年度における自動車税を減免する。

2 [略]

第7条の2 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この項において「身体障害者」という。)、知的障害者又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この項において「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」という。)が所有する自動車(当

合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が救急自動車又は専らへき地巡回診療の用に供する自動車を取得したときにおける当該自動車の取得

(自動車税の種別割の減免)

第7条の3 自動車税の種別割の納税者又は納税義務者が、災害により、その所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によって当該自動車を運行することができなくなったと認められる期間が15日を超えるときは、当該年度における自動車税の種別割を減免する。

2 [略]

第7条の4 身体障害者等が所有する自動車(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、専ら当該身体障害者

該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、専ら当該身体障害者等が運転するもの若しくは専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、県税事務所長が必要と認めるもの(自家用のもの1台に限る。)に対しては、自動車税を減免する。

- 2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(自動車税の賦課期日(県税条例第107条に規定する賦課期日をいう。以下この項、次項及び第8条の2において同じ。)後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって計算した金額)とする。

等が運転するもの若しくは専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、県税事務所長が必要と認めるもの(自家用のもの1台に限る。)に対しては、自動車税の種別割を減免する。

- 2 前項の規定により減免すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(自動車税の種別割の賦課期日(県税条例第107条に規定する賦課期日をいう。以下この項、次項及び第8条の2において同じ。)後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって計算した金額)とする。

(1) 自動車税の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額(当該自動車税の税率が県税条例附則第12条及び第12条の2の規定により読み替えられる場合にあつては、それぞれこれらの規定による読み替え後の県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額。次号において同じ。)以下の自動車(第3号及び第4号に規定するものを除く。次号において同じ。) 当該自動車税の税率に相当する金額

(2) 自動車税の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額を超える自動車 同号イ(エ)に定める額に相当する金額

(3) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第12条第1項第1号に規定する初回新規登録を受けた自動車(県税条例附則第12条の2第1項に規定する自家用乗用車等を除く。次号において同じ。)であつて、自動車税の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額(県税条例附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、県税条例附則第12条の2第2項の規定

(1) 自動車税の種別割の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額(当該自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条及び第12条の2の規定により読み替えられる場合にあつては、それぞれこれらの規定による読み替え後の県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額。次号において同じ。)以下の自動車(第3号及び第4号に規定するものを除く。次号において同じ。) 当該自動車税の種別割の税率に相当する金額

(2) 自動車税の種別割の税率が県税条例第105条第1項第1号イ(エ)に定める額を超える自動車 同号イ(エ)に定める額に相当する金額

(3) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第11条の12第1項に規定する初回新規登録を受けた自動車(県税条例附則第12条の2第1項に規定する自家用乗用車等を除く。次号において同じ。)であつて、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額(県税条例附則第12条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、県税条例附則第12条の2第2項

による読替え後の同条第1項第1号エに定める額。次号において同じ。)以下のもの 当該自動車税の税率に相当する金額

- (4) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第12条第1項第1号に規定する初回新規登録を受けた自動車であって、自動車税の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額を超えるもの 同号エに定める額に相当する金額

- 3 賦課期日後に第1項の規定に該当することとなった場合又は第9条第6項に規定する期日後に同項の規定により申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の提出があった月の翌月から前項各号に定める金額を月割をもって計算した金額を減免する。

第8条 地方バス路線維持のための補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「地方バス事業者」という。)が所有する一般乗合用のバスで、地域住民の生活上必要と認めて知事が定めるバス路線(以下「生活路線」という。)の運行

の規定による読替え後の同条第1項第1号エに定める額。次号において同じ。)以下のもの 当該自動車税の種別割の税率に相当する金額

- (4) 県税条例附則第12条の2第1項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第11条の12第1項に規定する初回新規登録を受けた自動車であって、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第12条の2第1項第1号エに定める額を超えるもの 同号エに定める額に相当する金額

- 3 賦課期日後に第1項の規定に該当することとなった場合又は第9条第7項に規定する期日後に同項の規定により申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の提出があった月の翌月から前項各号に定める金額を月割をもって計算した金額を減免する。

第8条 地方バス路線維持のための補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「地方バス事業者」という。)が所有する一般乗合用のバスで、地域住民の生活上必要と認めて知事が定めるバス路線(以下「生活路線」という。)の運行

の用に供されるもののうち、県税事務所長が指定したものに対しては、自動車税を免除する。

- 2 前項の規定によって自動車税を免除すべき一般乗合用のバスの総数は、免除を受けようとする年度の4月1日現在において当該地方バス事業者が所有する一般乗合用のバスの総数に、当該年度の前年度の補助の対象となった期間（以下「対象期間」という。）における当該地方バス事業者の生活路線の走行キロメートル数を対象期間における当該地方バス事業者の全路線の走行キロメートル数で除した数を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、これを四捨五入して得た数）とする。

第8条の2 中古自動車販売業者（自動車を販売することを業とする者で、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物営業の許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に掲げる自動車を取り扱う者をいう。以下この条において同じ。）が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等

の用に供されるもののうち、県税事務所長が指定したものに対しては、自動車税の種別割を免除する。

- 2 前項の規定によって自動車税の種別割を免除すべき一般乗合用のバスの総数は、免除を受けようとする年度の4月1日現在において当該地方バス事業者が所有する一般乗合用のバスの総数に、当該年度の前年度の補助の対象となった期間（以下「対象期間」という。）における当該地方バス事業者の生活路線の走行キロメートル数を対象期間における当該地方バス事業者の全路線の走行キロメートル数で除した数を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、これを四捨五入して得た数）とする。

第8条の2 中古自動車販売業者（自動車を販売することを業とする者で、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物営業の許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に掲げる自動車を取り扱う者をいう。以下この条において同じ。）が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等

のため展示できないものを含む。)で、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定による登録を受け、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの(新規登録に係るものを除く。)に対する自動車税については、当該中古自動車販売業者が次に掲げる要件に該当する場合に限り、当該自動車税の税率の12分の3に相当する額(4月1日以後5月31日以前において納税義務が消滅したことにより月割をもって課する場合にあっては、当該月割額)を減免する。

(1) 自動車税について滞納がないこと及び減免を受けようとする年度の自動車税について納期限までに納付していること。

(2)・(3) [略]

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する自動車(第3号から第11号までに掲げる自動車にあっては、当該各号に掲げる者が所有するものに限る。)に対しては、自動車税を免除する。

のため展示できないものを含む。)で、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定による登録を受け、その登録事項の所有者の氏名又は名称及び使用者の氏名又は名称が当該中古自動車販売業者であるもの(新規登録に係るものを除く。)に対する自動車税の種別割については、当該中古自動車販売業者が次に掲げる要件に該当する場合に限り、当該自動車税の種別割の税率の12分の3に相当する額(4月1日以後5月31日以前において納税義務が消滅したことにより月割をもって課する場合にあっては、当該月割額)を減免する。

(1) 自動車税の種別割について滞納がないこと及び減免を受けようとする年度の自動車税の種別割について納期限までに納付していること。

(2)・(3) [略]

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する自動車(第3号から第11号までに掲げる自動車にあっては、当該各号に掲げる者が所有するものに限る。)に対しては、自動車税の種別割を免除する。

(1)～(9) [略]

(10) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車

(11)・(12) [略]

（減免の手続）

第9条 [略]

2・3 [略]

4 第5条又は第7条の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、災害のやんだ日から60日以内に県税事務所長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 損害の程度（第7条の規定により自動車税の減免を受け

(1)～(9) [略]

(10) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会又は国民健康保険法第83条第1項に規定する国民健康保険団体連合会の開設する病院又は診療所が専らへき地巡回診療の用に供する自動車

(11)・(12) [略]

（減免の手続）

第9条 [略]

2・3 [略]

4 第5条又は第7条の3の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、災害のやんだ日から60日以内に県税事務所長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 損害の程度（第7条の3の規定により自動車税の種別割

ようとする場合にあっては、自動車に損傷を受けた場合に限る。)

(4) [略]

5 [略]

6 第7条の2第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税のうち普通徴収の方法により徴収される

の減免を受けようとする場合にあっては、自動車に損傷を受けた場合に限る。)

(4) [略]

5 [略]

6 第7条第1項第1号から第3号までの規定により自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県税条例第104条の6第1項の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の住所及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号及び車台番号

(3) 自動車の種別、形状、車名及び型式

(4) 自動車の定置場

(5) 構造又は設備の概要及び要した費用

(6) その他知事が必要と認める事項

7 第7条第1項第4号又は第7条の4第1項の規定によりそれぞれ自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の減免を

ものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出するとともに、規則で定める書類及び身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第4号及び第10項において同じ。）を提示しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所（自動車税のうち普通徴収の方法により徴収されるものの減免を受けようとする場合にあつては、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所））並びに減免を受

受けようとする者は、自動車税の環境性能割にあつては県税条例第104条の6第1項の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限から30日以内に、自動車税の種別割のうち普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、県税事務所長に提出するとともに、規則で定める書類及び身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第4号及び第11項において同じ。）を提示しなければならない。

(1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所（自動車税の種別割のうち普通徴収の方法により徴収されるものの減免を受けようとする場合にあつては、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所））並びに減

けようとする者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)・(3) [略]

(4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件（免許情報記録個人番号カードを提示しようとする場合にあっては、免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第10項において同じ。）に係る記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日、免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件）

(5)・(6) [略]

7 前条第3号から第12号までの規定により自動車税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、自動車を取得した日から30

免を受けようとする者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)・(3) [略]

(4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件（免許情報記録個人番号カードを提示しようとする場合にあっては、免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第11項において同じ。）に係る記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日、免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件）

(5)・(6) [略]

8 第7条の2又は前条第3号から第12号までの規定によりそれぞれ自動車税の環境性能割又は自動車税の種別割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、そ

日以内（普通徴収の方法により徴収される自動車税の免除を受けようとする者にあつては、納期限まで）に県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前条第12号に規定する自動車にあつては、その用途及び構造又は設備の概要

(6) [略]

8 第8条第1項の規定により自動車税の免除を受けようとする地方バス事業者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

9 第8条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

の事実を証する書面を添付して、自動車を取得した日から30日以内（普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割の免除を受けようとする者にあつては、納期限まで）に県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第7条の2第1号又は前条第12号に規定する自動車にあつては、その用途及び構造又は設備の概要

(6) [略]

9 第8条第1項の規定により自動車税の種別割の免除を受けようとする地方バス事業者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

10 第8条の2の規定により自動車税の種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、県税事務所に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

10 県税事務所長は、第6項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、県税事務所長が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。

11 県税事務所長は、第7項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、県税事務所長が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第5条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成13年宮城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の免除)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の定款に定められた目的を達成するための活動の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得（次号に掲げる不動産の取得を除く。）</p>	<p>(不動産取得税の免除)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の定款に定められた目的を達成するための活動の用 <u>(第5条第1号において「特定非営利活動の用」という。)</u> に供するための不動産を無償で譲り受けた場合における当該不動産の取得（次号に掲げる不動産の取得を除く。）</p>

(2) [略]

(自動車税の免除)

第4条 特定非営利活動法人で、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービスを行う者として同法第41条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条第14項の地域密着型サービスを行う者として同法第42条の2第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第1項の介護予防サービスを行う者として同法第53条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを行う者として同法第54条の2第1項本文の指定を受けたもの又は福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る。)を提供するものが所有する自動車のうち当該居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するものに対しては、自動車税を免除する。

(2) [略]

(自動車税の種別割の免除)

第4条 特定非営利活動法人で、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービスを行う者として同法第41条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条第14項の地域密着型サービスを行う者として同法第42条の2第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第1項の介護予防サービスを行う者として同法第53条第1項本文の指定を受けたもの、同法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスを行う者として同法第54条の2第1項本文の指定を受けたもの又は福祉サービス(県又は市町村の助成又は委託を受けて行うものに限る。)を提供するものが所有する自動車のうち当該居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するものに対しては、自動車税の種別割を免除する。

(自動車税の環境性能割の免除)

## 第5条 削除

(免除の申請)

第6条 [略]

2 [略]

3 第4条の規定により自動車税の免除を受けようとする特定

第5条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車税の環境性能割を免除する。

(1) 特定非営利活動法人が特定非営利活動の用に供するための自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の登録、同法第60条第1項の規定による車両番号の指定（同法第59条第1項の検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3第1項の車両番号の指定を受けているものに限る。）を無償で譲り受けた場合における当該自動車の取得（次号に掲げる自動車の取得を除く。）

(2) 特定非営利活動法人が前条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は福祉サービスの用に直接供するための自動車を取得した場合における当該自動車の取得

(免除の申請)

第6条 [略]

2 [略]

3 第4条の規定により自動車税の種別割の免除を受けようと

非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、自動車税のうち普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては宮城県県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

(1) 名称、主たる事務所の所在地、法人番号（普通徴収の方法により徴収される自動車税の免除を受けようとする場合に限る。）及び代表者の氏名

(2)～(5) [略]

する特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、自動車税の種別割のうち普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては宮城県県税条例第109条第1項の規定により申告書を提出した日から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

(1) 名称、主たる事務所の所在地、法人番号（普通徴収の方法により徴収される自動車税の種別割の免除を受けようとする場合に限る。）及び代表者の氏名

(2)～(5) [略]

4 前条の規定により自動車税の環境性能割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証する書面を添付して、宮城県県税条例第93条の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限から30日以内に、県税事務所に提出しなければならない。

附 則

1～8 [略]

9～11 [略]

附 則

1～8 [略]

(自動車取得税に関する経過措置)

9 第5条の規定は、平成13年4月1日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税から適用する。

10 この条例の規定により新たに自動車取得税を免除されることとなる特定非営利活動法人に係る第6条第4項の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後60日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して60日以内とする。

11～13 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
（事業税に関する経過措置）
- 3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（軽油引取税に関する経過措置）
- 5 施行日前に宮城県県税条例第98条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第99条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第98条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 7 第2条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 8 第3条の規定による改正後の県税に関する証明等手数料条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税に

ついて適用する。

- 9 第4条の規定による改正後の県税減免条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 10 第5条の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 11 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 12 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。